

新潟市空家等対策計画（改定案）の概要

第1章 計画の目的

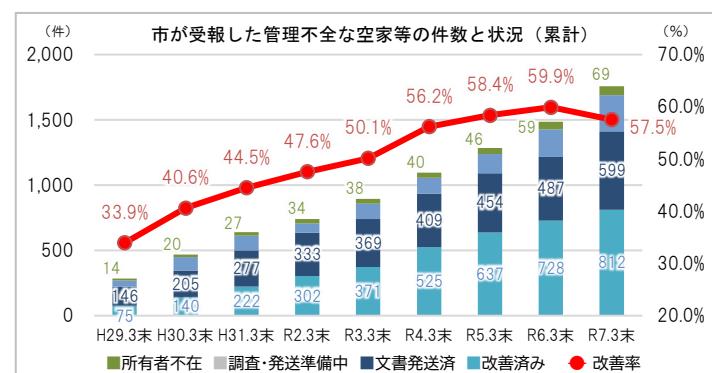
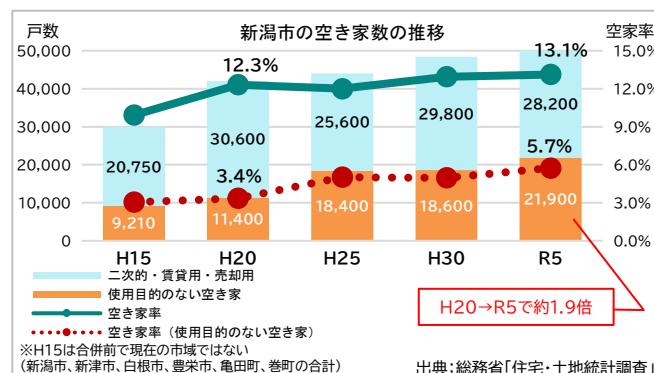
【目的】：空家等対策の方向性を明確にし、効果的・効率的に推進するとともに、広く市民に周知を図る。

【位置付け】：「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）」第7条に規定される「空家等対策計画」 「新潟市総合計画」や「新潟市住生活基本計画」と整合・連携を図る。

【対象地区】：新潟市全域

【計画の期間】：令和8年度から令和12年度までの5年間

第2章 新潟市の空家等の現状・課題



第3章 基本的な方針

基本理念

総合的な空家等対策による市民が安心・安全で快適に暮らせる居住環境の実現
～住まいの引継ぎを考え、空家等の管理・活用・売却・解体等を促進する～

所有者等による管理の原則

支援・促進

新潟市

住宅等の状態

居住・使用

空家等

管理不全

基本方針

発生の抑制

流通・活用の促進

適正管理の促進

管理不全の解消

第4章 具体的な取り組みと実施体制

具体的な取り組み

■空家等に関する市民意識の啓発

→ 空き家に関する周知啓発パンフレット／空家無料相談会／出前講座／住まいのエンディングノート
納税通知書への空き家相談に関する情報掲載／自治会回覧

■管理者意識の醸成

→ 利活用のマッチング支援制度の検討（空家バンク制度等）

■住宅ストックの良質化

→ 耐震改修・リフォーム工事等に対する支援

■活用に向けた情報の提供・相談体制

→ 利活用のマッチング支援制度の検討（空家バンク制度等）

■空家の発生抑制のための制度

→ 空家の発生を抑制するための特例措置の運用

■流通・活用を促進する支援制度

→ 空家活用推進事業
面的整備への支援の検討
空家等活用促進区域の検討

■適正管理に向けた情報の提供・相談体制

→ 専門家と連携した相談体制
地域と連携した適正管理推進
管理代行サービス等の周知

■所有者不存在・不明な空家等への対応

→ 財産管理制度による市場流通等／応急危険回避措置による緊急的な措置／略式代執行等による除却

■所有者等への注意喚起

→ 管理不全な空家等への対応の体制強化・福祉部署等との連携による所有者への対応

■管理不全空家等への対応【新規】

→ 管理不全空家等への指導・勧告による早期解消

■特定空家等への対応

→ 特定空家等への指導体制の強化

実施体制の整備

■所有者等による管理・連絡体制

■地域との連携体制の構築

■連携協定による関係団体等多様な主体との連携・協働

■空家等管理活用支援法人の活用【新規】

■市民相談窓口の整備

■関係部署との連携による対応

■有識者・専門家への意見聴取

■管理不全な空家等の解消に向けた市と民間の連携等

第5章 成果指標と検証・見直し

<成果指標1> ■使用目的のない空き家の戸数

・令和5年 21,900戸 (+3,300戸) → 令和10年 25,200戸以下 (+3,300戸以下) 【新規】

<成果指標2> ■空き家に関する所有者・市民意識の向上

・誰もが空き家の所有者になる可能性があることの認知度：令和7年 81.4% → 令和12年 85.0%

・市の空き家に対する取り組みの認知度：令和7年 28.7% → 令和12年 50.0% 【新規】

<成果指標3> ■管理不全な空家等の改善率

・令和7年3月 57.5% → 令和13年3月 65.0%